



住宅購入者に最大で50万を補助します

問い合わせ 秘書政策課 0537-851161

住宅取得補助金制度	
対象者	①市外から転入して、住宅を取得した人 ②市内のアパートなどに居住していて、新たに住宅を取得した人
対象住宅	平成26年1月2日～平成29年1月1日に取得した新築または中古住宅 ※1 建て替えは対象外 ※2 併用住宅は居住部分が延べ床面積の2分の1以上
交付要件	①町内会へ加入すること ②市税等の未納がないこと
交付額	50万円(50万未満の場合は取得価格の10 ^{パーセント})
申請期間	住宅取得の日(引き渡しを受けた日)から3カ月以内 ※平成26年1月2日～3月31日に取得した場合は、平成26年6月末日まで申請期間を延長します。
申請書類	住宅取得補助金交付申請書 1. 居住している世帯全員の住民票 2. 住宅の取得価格のわかる書類の写し 3. 申請者および居住者の過去3カ年分の市税納税証明書
※平成21年1月2日～平成26年1月1日までに住宅を取得された人は、定住促進奨励金の交付対象となります。	

市では、人口増加と定住促進により活力あるまちづくりを推進するため、市内へ新たに住宅を取得した人に対し、補助金を交付します。

現在、住宅購入を検討している人は、当制度を上手に活用して購入しましょう。



住宅リフォームに最大30万円を補助します

問い合わせ 都市建設課 0537-851122

市では、市内経済の活性化と、市民の住環境向上のため、市内の施工業者を利用して住宅を改修(リフォーム)する場合、その一部を補助します。

バリアフリー改修、介護ができるような改修、耐震対策のための改修、長持ちさせるための改修など近年住宅に対するリフォームが注目を浴びています。

住まいをもっと安全・安心・快適にリフォームしてみませんか。

なお、平成26年度は6月から受付開始となります。

御前崎市住宅リフォーム支援事業	
対象工事	100万円以上の住宅改修工事
補助金額	工事費の10%(上限30万円※千円未満切り捨て) ※市の耐震補強事業などで受けた補助額は対象外とする。 例) 補助制度を活用している場合 全体工事費500万円で、内耐震補強工事への補助額50万円、居宅介護住宅改修費への補助額18万円 ◇当該制度補助額算出 (500万円-50万円-18万円)×10%=43.2万円 限度額が30万円のため、補助額は 30万円 となる。
対象者	市内に在住かつ、町内会加入者
対象住宅	申請者が所有し、自己の居住用に所有している市内住宅(併用住宅にあっては、自己の居住部分に限る)
交付回数	制度施行期間中、申請者1人1回を限度
施工業者	市内に本社または本店が登記されている法人および当市に申告納税をしている個人事業者
施行期間	平成26年度～平成28年度(3年間)